

## 市第53号議案 横浜市公園条例の一部改正

公園の占用に係る使用料の改定を行うため、横浜市公園条例の一部を改正します。

### 1 改正理由

公園内に電柱等を設置する際の公園占用料は、横浜市道路占用料条例に規定する道路占用料の考え方にあわせて、横浜市公園条例第16条に定めています。

道路占用料は、3年ごとに改定される固定資産税評価額等を基に料金を定めており、前回の改定から3年が経過し、固定資産税評価額等が改定されたことを受け、今回の第4回市会定例会において、道路占用料の改定が行われることから、公園占用料についても、これにあわせ改定します。

### 2 改正内容

電柱等の公園占用料を改定します。

改定する占用物件の単価については、以下のとおりです。

| 種 別                                 |                     | 単 位               | 現 行    | 改 定 案         |
|-------------------------------------|---------------------|-------------------|--------|---------------|
| 電柱その他これに類するもの<br>(支線、支柱及び支線柱を含む。)   | 第二種電柱<br>(電線4本又は5本) | 1本<br>1年につき       | 4,700円 | <u>4,800円</u> |
| 道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で<br>地下に設けられるもの |                     | 1平方メートル<br>1年につき  | 1,270円 | <u>1,280円</u> |
| 橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの                   |                     | 1平方メートル<br>1年につき  | 2,540円 | <u>2,550円</u> |
| 工事中施設及び工事中材料置場                      |                     | 1平方メートル<br>1箇月につき | 1,400円 | <u>1,500円</u> |

### 3 施行期日

令和6年4月1日